

## Ⅳ 個人情報保護審議会の審議状況

神奈川県個人情報保護審議会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、平成2年10月1日の神奈川県個人情報保護条例の全面施行に先だち、同年4月、会長に成田頼明横浜国立大学教授（現横浜国立大学名誉教授）を選出し、学識経験者、県民各界代表者等15名により発足しました。審議会委員の任期は2年であり、平成20年4月には、第10期の委員として8名が再任、7名が新任され、会長に兼子仁東京都立大学名誉教授を選出しました。

審議会には、①県の実施機関が保有する個人情報に係る事案について専門的に審議する県保有部会、②事業者の保有する個人情報の取扱いに係る事案について専門的に審議する民間保有部会、③住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護について審議する住基部会（平成14年9月12日設置）及び④個人情報保護制度の充実について審議する制度検討部会（平成15年7月17日設置）の4部会が置かれています。

平成21年度は、審議会（全体会）6回、県保有部会6回、民間保有部会6回、住基部会1回及び制度検討部会4回が開催され、取扱いの制限（条例第6条）、本人外収集（条例第8条）、目的外利用・提供（条例第9条）、オンライン結合による提供（条例第10条）について28件の答申が、個人情報の取扱業務の登録（条例第48条）及び登録事項の変更（条例第51条）について6件の答申が、本人確認情報の保護に関する事項（住民基本台帳法第30条の9）について1件の答申が、個人情報保護制度の改善に関する施策（条例第60条）について1件の答申が行われました。また、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録（条例第7条）等について、各実施機関からの報告に基づいて審議が行われました。

### 1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 8 4 回 全 体 会	平成21年 5月25日(月)	1 個人情報保護制度の見直しに係る諮問について（条例第60条関係） 2 「インターネット等を活用した県民への行政情報提供事務」における個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係） 4 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について（条例第48条及び第51条関係）
第 9 3 回 県 保 有 部 会	5月25日(月)	1 「インターネット等を活用した県民への行政情報提供事務」における個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係）
第 1 2 3 回 民 間 保 有 部 会	5月25日(月)	1 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について（条例第48条及び第51条関係）
第 1 回 制 度 検 討 部 会	6月24日(水)	1 部会長職務代理者の指名について 2 論点の抽出について 3 今後の検討スケジュールについて

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 8 5 回 全 体 会	7月9日(木)	1 本人確認情報利用・提供条例に規定する事務について 2 「住民基本台帳ネットワークシステム運営事務」における個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係） 4 個人情報取扱業務の登録に係る諮問について（条例第48条関係）
第 9 4 回 県 保 有 部 会	7月9日(木)	1 「住民基本台帳ネットワークシステム運営事務」における個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係）
第 6 回 住 基 部 会	7月9日(木)	1 本人確認情報利用・提供条例に規定する事務について
第 1 2 4 回 民 間 保 有 部 会	7月9日(木)	1 個人情報取扱業務の登録に係る諮問について（条例第48条関係）
第 2 回 制 度 検 討 部 会	8月27日(木)	1 委託等県以外の者が県の事務事業を実施することに伴う諸問題等に係る論点について
第 8 6 回 全 体 会	9月10日(木)	1 「DV事例に係る子育て応援特別手当関係事務」における個人情報の本人外収集及び本人通知の省略に係る諮問について（条例第8条関係） 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係） 3 個人情報取扱業務の登録に係る諮問について（条例第48条関係）
第 9 5 回 県 保 有 部 会	9月10日(木)	1 「DV事例に係る子育て応援特別手当関係事務」における個人情報の本人外収集及び本人通知の省略に係る諮問について（条例第8条関係） 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係）
第 1 2 5 回 民 間 保 有 部 会	9月10日(木)	1 個人情報取扱業務の登録に係る諮問について（条例第48条関係）

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 3 回 制度検討部会	10月22日(木)	1 委託等県以外の者が県の事務事業を実施することに伴う諸問題等に係る論点について
第 8 7 回 全 体 会	11月12日(木)	1 「神奈川県救急医療情報システムにおける画像転送機能運営事務」に係る個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について(条例第10条関係) 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について(条例第7条関係) 3 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について(条例第48条及び第51条関係)
第 9 6 回 県 保 有 部 会	11月12日(木)	1 「神奈川県救急医療情報システムにおける画像転送機能運営事務」に係る個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について(条例第10条関係) 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について(条例第7条関係)
第 1 2 6 回 民 間 保 有 部 会	11月12日(木)	1 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について(条例第48条及び第51条関係)
第 4 回 制度検討部会	12月3日(木)	1 答申案について
第 8 8 回 全 体 会	平成22年 1月14日(木)	1 「県民の求めに応じた情報提供事務」における個人情報の目的外提供及び本人通知の省略に係る諮問について(条例第9条関係) 2 個人情報保護制度の見直しに係る諮問について(条例第60条関係) 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について(条例第7条関係) 4 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について(条例第48条及び第51条関係)

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 9 7 回 県 保 有 部 会	1月14日(木)	1 「県民の求めに応じた情報提供事務」における個人情報の目的外提供及び本人通知の省略に係る諮問について(条例第9条関係) 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について(条例第7条関係)
第 1 2 7 回 民 間 保 有 部 会	1月14日(木)	1 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について(条例第48条及び第51条関係)
第 8 9 回 全 体 会	3月25日(木)	1 「職員の任命・解雇等関係事務」外6事務における個人情報の取扱いの制限及び本人外収集に係る諮問について(条例第6条及び第8条関係) 2 「児童虐待・DV事例における子ども手当関係事務」における個人情報の本人外収集及び本人通知の省略並びに目的外利用に係る諮問について(条例第8条及び第9条関係) 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について(条例第7条関係) 4 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について(条例第48条及び第51条関係)
第 9 8 回 県 保 有 部 会	3月25日(木)	1 「職員の任命・解雇等関係事務」外6事務における個人情報の取扱いの制限及び本人外収集に係る諮問について(条例第6条及び第8条関係) 2 「児童虐待・DV事例における子ども手当関係事務」における個人情報の本人外収集及び本人通知の省略並びに目的外利用に係る諮問について(条例第8条及び第9条関係) 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について(条例第7条関係)
第 1 2 8 回 民 間 保 有 部 会	3月25日(木)	1 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について(条例第48条及び第51条関係)

## 2 審議会の審議状況

### (1) 実施機関の保有する個人情報に関する審議状況

ア 議会、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会から諮問（議会については、平成21年4月30日付け神議第9号）された条例第10条第2項の規定に基づく個人情報のオンライン結合による提供について、第93回県保有部会及び第84回全体会において審議しました。

諮問の内容は、議会、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会において、インターネット等を活用して県民等に行政情報を提供するに際して、各種活動を行う県民など特定個人に関する情報の提供を行う「県民への行政情報提供事務」について、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく、インターネット等利用者に対してオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第299～302号）しました。

イ 平成21年7月1日付け情公第10号で知事から諮問された条例第10条第2項の規定に基づく個人情報のオンライン結合による提供について、第94回県保有部会及び第85回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、住民の利便の増進や行政の合理化を促進させるため、本人確認情報を利用・提供する「住民基本台帳ネットワークシステム運営事務」について、県内市町村に対してオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第303号）しました。

ウ 平成21年9月2日付け情公第17号で知事から諮問された条例第8条第3項第7号の規定に基づく個人情報の本人外収集及び同条第5項ただし書の規定に基づく本人通知の省略について、第95回県保有部会及び第86回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、事前申請により、DVの事実を確認した上で子育て応援特別手当の支給対象補正処理を行い、DV被害者への支給が適正・迅速になされるよう支援するために、関係市町村等から、DVを行う者及び世帯主に関する個人情報を収集する「DV事例に係る子育て応援特別手当関係事務」について、本人外収集及び本人通知の省略を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第306号）しました。

エ 平成21年11月5日付け情公第22号で知事から諮問された条例第10条第2項の規定に基づく個人情報のオンライン結合による提供について、第96回県保有部会及び第87回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、適切な医療機関への搬送や病院前救護の充実を図るため、救急搬送その他の必要に応じて行われる医療機関への搬送の際に、その対象となる傷病者の画像情報等を、県内消防機関や県内医療機関と共有する「神奈川県救急医療情報システムにおける画像転送機能運営事務」について、あらかじめ閲覧を許可した県内消防機関及び県内医療機関に対して、オンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第309号）しました。

オ 議会を除く13実施機関から諮問（知事については、平成21年12月21日付け情公第27号）された条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外提供及び同条第2項ただし書の規定に基づく本人通知の省略について、第97回県保有部会及び第88回全体会において審議しました。

諮問の内容は、議会を除く13実施機関において、情報公開請求されれば、明らかに全部公開となるような行政文書について閲覧又は写しの交付を県民が求めた場合に、情報公開請求制度によることなく情報提供を行う「県民の求めに応じた情報提供事務」について、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく、目的外提供及び本人通知の省略を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第311号～323号）しました。

カ 平成22年3月19日付けで病院事業管理者から諮問された条例第6条の規定に基づく個人情報の取扱いの制限及び条例第8条第3項第7号の規定に基づく個人情報の本人外収集について、第98回県保有部会及び第89回全体会において審議しました。

諮問の内容は、平成22年4月に設立された地方独立行政法人神奈川県立病院機構において、職員等の任命・解雇等の一連の人事関係事務を行う「職員の任命・解雇等関係事務」外6事務について、取扱制限事項の取扱い及び本人外収集を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第325号～331号）しました。

キ 平成22年3月19日付け情公第32号で知事から諮問された条例第8条第3項第7号の規定に基づく個人情報の本人外収集及び同条第5項ただし書の規定に基づく本人通知の省略並びに条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用について、第98回県保有部会及び第89回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、児童虐待やDVを行う者に支給することとなる子ども手当の支給事由消滅の処理を行うとともに、DV被害者に対する子ども手当の支給が迅速になされるよう支援するために、関係市町村等から、児童虐待を行う保護者、DVを行う配偶者及び虐待される児童に関する個人情報を収集し、また、要保護児童の適切な保護を図るために収集した児童虐待を行う保護者及び虐待される児童に関する個人情報を利用する「児童虐待・DV事例における子ども手当関係事務」について、本人外収集及び本人通知の省略並びに目的外利用を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第332号）しました。

## (2) 事業者の保有する個人情報に関する審議状況

条例第48条の個人情報の取扱業務の登録及び条例第51条の登録事項の変更について、計6回の諮問が知事からあり、民間保有部会で審議され、審議結果が全体会に報告されました。

審議の結果、事業者の業務の登録に係る72事業者・145業務及び登録事項の変更に係る22事業者・31業務について、すべて登録及び登録事項の変更を可とする答申を行い、この答申を受けて、業務の登録及び登録事項の変更が行なわれました。

## (3) 本人確認情報の保護に関する事項に関する審議状況

平成21年6月24日付け市町第248号で知事から諮問された住民基本台帳法第30条の9第2項の規定に基づく本人確認情報の保護に関する事項について、第6回住基部会及び第85回全体会において審議しました。

諮問の内容は、平成14年11月14日付け答申（第142号）で適当と認められた、本人確認情報の利用に係る事務を条例（本人確認情報利用・提供条例）に規定する際の基準について、住基ネットの導入当初の目的である「住民の利便の増進」及び「国及び地方公共団体の行政の合理化」と整合を図るよう改めるとともに、提供に係る事務にも対応するよう改めた上で、条例に規定する予定の利用提供事務が基準に合致していることを認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第304号）しました。

#### (4) 個人情報保護制度の改善に関する施策に関する審議状況

本県では、県条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例全体の見直しを行うこととし、個人情報保護条例についても、平成22年3月31日までの間にこの見直しを行うこととしました。

そこで、既に設置されている制度検討部会（第1回から第4回まで）及び全体会（第84回と第88回）において、知事から諮問された個人情報保護制度の見直しについて審議しました。

審議の結果、「個人情報保護制度の見直しについて」として平成22年1月21日に知事に答申（第324号）しました。

この答申を受けて、個人情報保護条例の一部を改正するための準備を進めています。

なお、審議会から出された答申文の概要等については、資料編に掲載しました。

神奈川県個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、平成22年3月31日現在)

氏名	現職	部会	備考
石井 夏生利	情報セキュリティ大学院大学准教授	民間、制度	
石川 壽々子	神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長	県、住基	
小幡 純子	上智大学法科大学院長	県◎、住基○、制度	
兼子 仁	東京都立大学名誉教授	県、住基◎ 、制度◎	会長
塩入 みほも	駒澤大学法学部准教授	県○、住基、制度	
篠崎 百合子	弁護士（横浜弁護士会）	民間	
遠山 悌二郎	神奈川経済同友会専務理事	民間	
中村 卓司	神奈川新聞社編集局編集センター長	県、住基	
橋本 弘	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 副事務局長	民間	
原嶋 繁	神奈川県立高等学校PTA連合会副会長	県、住基	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	民間◎、制度○ (住基アドバイザー)	副会長
本山 文子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	民間	
山田 登美夫	愛川町長	県、住基	
横田 和浩	神奈川県商工会議所連合会専務理事	民間○	
米倉 孝治	神奈川県社会福祉協議会理事・事務局長	県、住基	

県：県保有部会、民間：民間保有部会、住基：住基部会、制度：制度検討部会

◎：部会長、○：部会長職務代理者

任期 平成20年4月1日～平成22年3月31日

神奈川県個人情報保護審議会への諮問事案件数等整理表

(平成2年4月1日～平成22年3月31日現在)

区分 実施機関	県保有関連案件														民間保有関連案件			住基 関連 案件	制度 の 改善			
	6条		8条			9条			10条			計			旧 26条	47条	48条			51条		
	取扱制限 事項		本人外収集			目的外利用 ・提供			オンライン 結合								個人 情報 取扱 いの 指針				業務登録数	
	類 型	個 別	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型	類 型	個 別	変 更	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型	是 正 の 申 出	諮 問 件 数				諮 問 し た 登 録 業 務	19 (4)	2 (1)
知事	7	17	13	46 (3)	4	9 (1)	24 (1)	4	4	14 (2)	2	33 (1)	101 (6)	2	8	1	3	128 (6)	[件数] 14,536 (145)	19 (4)		
議会	6	1	8	4	2	8	-	4	2 (1)	4	1	24 (1)	9	1	6	-		[事業者数] 8,207 (72)				
公営企業 管理者	6	-	8	11	4	9 (1)	5	4	3	3	-	26 (1)	19	-	8	-						
病院事業 管理者	7	17 (12)	12	20 (9)	4	9 (1)	7	4	4	6	-	32 (1)	50 (21)	-	8	-						
教育 委員会	7	5	12	15	4	10 (1)	1	4	4	7	1	33 (1)	28	1	8	4						
人事 委員会	6	-	8	4	2	9 (1)	-	4	3	2	-	26 (1)	6	-	6	-						
監査 委員	4	-	9	6	2	7 (1)	-	2	1	2	-	21 (1)	8	-	4	-						
公安 委員会	1	-	1	-	1	1 (1)	-	-	-	-	-	3 (1)	-	-	1	-						
警察 本部長	9	4	12	4	4	11 (1)	1	4	2	1	-	34 (1)	10	-	8	-						
労働 委員会	7	-	12	3	4	9 (1)	-	4	2 (1)	-	-	30 (2)	3	-	8	-						
選挙管理 委員会	7	-	12	4	4	9 (1)	-	4	3	3	-	31 (1)	7	-	8	-						
収用 委員会	7	-	12	4	4	9 (1)	-	4	1	-	-	29 (1)	4	-	8	-						
海区漁業 調整委員会	7	-	12	3	4	9 (1)	-	4	2 (1)	2	-	30 (2)	5	-	8	-						
内水面漁場 管理委員会	7	-	12	3	4	9 (1)	-	4	2 (1)	1	-	30 (2)	4	-	8	-						
合計	88	44 (12)	143	127 (12)	47	118 (13)	38 (1)	50	33 (4)	45 (2)	4	382 (17)	254 (27)	4	97	5	3	128 (6)	[件数] 14,536 (145)	19 (4)	2 (1)	2 (1)

注 ( ) 内は21年度の件数、合計は延べ数です。知事と病院事業管理者の件数は一部重複しています。

## V 制度の普及啓発活動

### 1 県民、事業者への制度周知

#### (1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護法（以下「法」という。）が平成17年4月に全面施行されたことにより、個人情報への関心が一気に高まり、個人情報の保護についての行き過ぎた反応、いわゆる「過剰反応」が起きました。法は、個人情報の保護と利用のバランスを図ることを目的としており、過剰反応は、法を初めとする個人情報保護制度への理解が不十分であることから起きていると言われています。

県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、パンフレットの配布やポスターの掲示、県のホームページでの制度紹介などを行っていますが、平成17年度からは、特に「過剰反応」に対する取組を行っています。

平成21年度は、過剰反応の具体的な事例とその対応策を記載したパンフレットを、市町村等を通じて約1万5,000部配付したり、快適な社会を実現するため、必要な個人情報を上手に活用することを呼びかけるポスターを横浜市営地下鉄内中吊り広告をはじめとする県内各所で掲示するなどしました。

#### (2) 事業者に対する意識啓発

県は、県内事業者の事業活動における個人情報保護の推進を図るため、「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）を作成・公表し、事業者が個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際によりどころとしています。また、個人情報取扱業務の登録制度により、事業者が個人情報を取り扱う業務を登録して、登録簿の形で県民が閲覧できるようにすることで、個人情報保護についての事業者の自主的な取組を促し、それが、事業者に対する県民の信頼につながるようにしています。

これらの施策を理解していただき、登録制度を適正に運営するとともに、指針に基づき、適正に個人情報が取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行っております。

平成21年度は、個人情報を取り扱う事業者団体と県機関で構成する個人情報保護推進会議を開催し、89名の参加された方々に個人情報保護を取り巻く状況や今後の課題について、共に考えていただくとともに、事業者向けの県のホームページに、森田明弁護士（横浜弁護士会）による「個人情報保護の『過剰反応』とその背景」を掲載しました。また、「過剰反応」への新たな取組として、「過剰反応」に対応した事例集（自治会編1万2,000部、学校編4,000部）を作成し、自治会編は市町村へ、学校編は私立・公立学校へ配布しました。さらに、個人情報保護法に関する「出前講座」を、小田原市・厚木市・大和市で、各市と協力し開催しました。

### 2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るため、また、職員による個人情報に係る

事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要があります。

平成21年度の研修については、自治総合研究センター主催で新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）及び階層別研修（4回）を実施したほか、総務部総務課行政事務監察担当主催で副課長等を対象とした事故防止研修（4回）を実施しました。また、各部局等が実施する事故防止等の研修にも講師を派遣（計6回）しました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」を、すべての県機関の職員に行き渡るよう配付しています（公安委員会及び警察本部長については別途対応）。

### 3 個人情報保護啓発強調月間の実施

平成8年度に設定した「個人情報保護啓発強調月間」を平成21年度も10月に実施し、県民、事業者、職員を対象にした意識啓発を、様々な広報媒体を活用して効果的かつ多角的に推進しました。また、昨年度に引き続き、市町村の協力を得て、市町村の施設においてもパネルの展示（11市町）やポスターの掲示（33市町村）、パンフレットの配布（33市町村）を行いました。